

山形県における

熱中症による死傷災害発生状況

職場における熱中症による死傷災害の概要（山形県）

山形県における熱中症による休業4日以上死傷者数は、増減を繰り返しながら、近年は増加傾向が認められる状況にあります。

令和6年の死傷者数は9人（6月・1人、7月・2人、8月・2人、9月・4人）と、前年より13人の大幅な減少となったものの、7月に熱中症による死亡災害が1件発生しました。



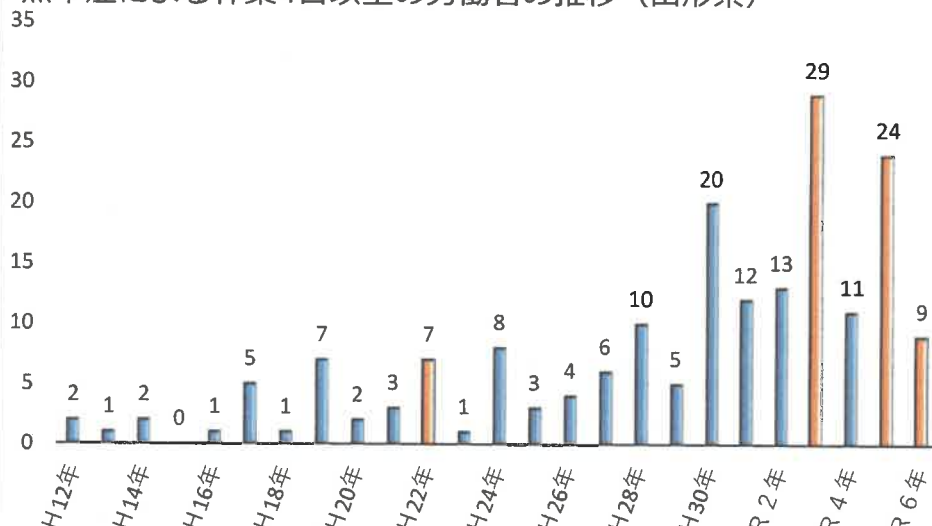
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

「職場における熱中症予防基本対策要綱」の徹底を！

・令和6年は9人と令和5年と比較して大幅な減少となったものの、長期的には増加傾向を示しています。

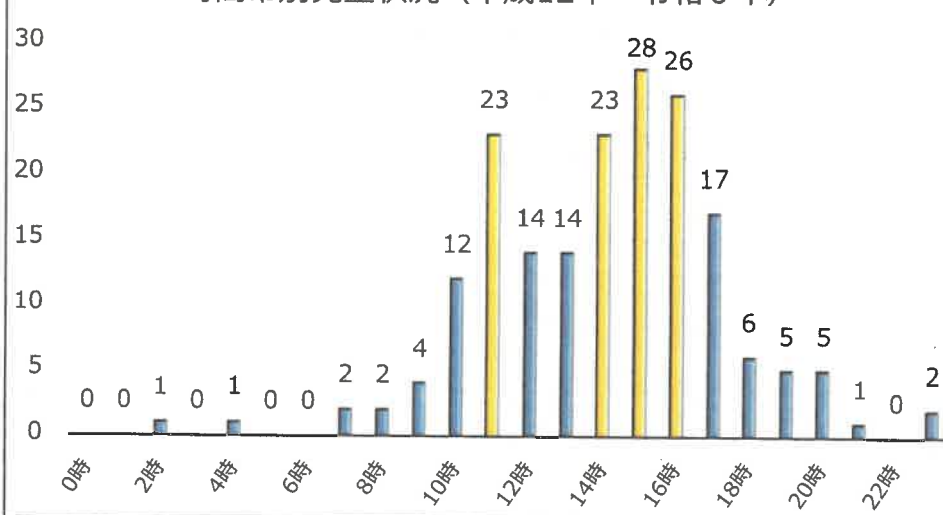
令和6年は運送業（屋外）において、死亡災害が発生しています。

熱中症による休業4日以上労働者の推移（山形県）



・建設業と製造業の発生が目立っているものの、他の業種でも発生しており、屋外・屋内の区別なく、WBGT値（暑さ指数）の把握等に基づく各種対策の徹底が必要です。

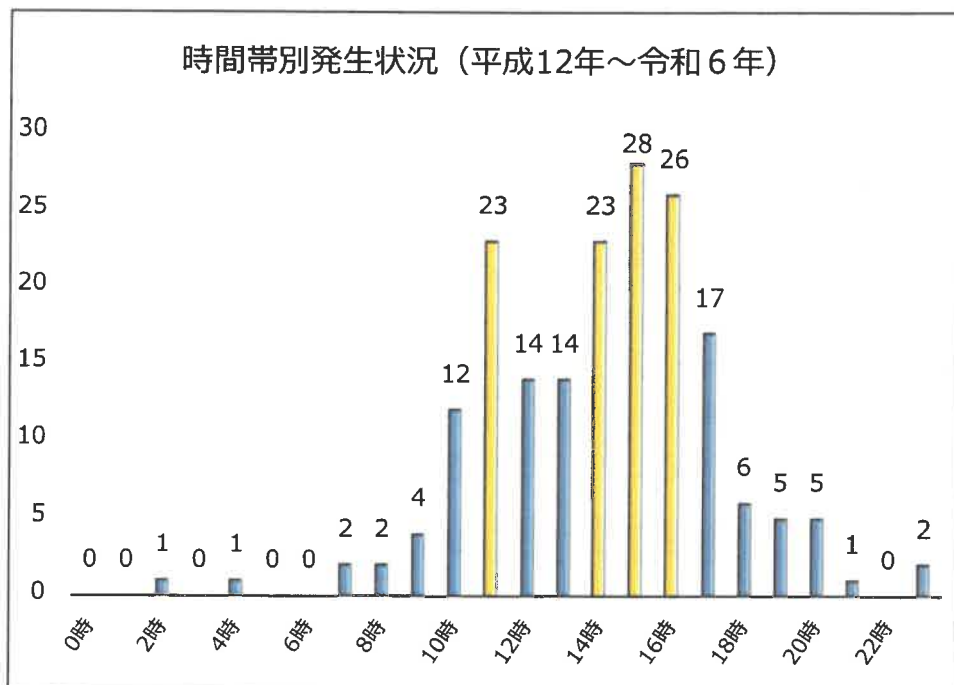
時間帯別発生状況（平成12年～令和6年）



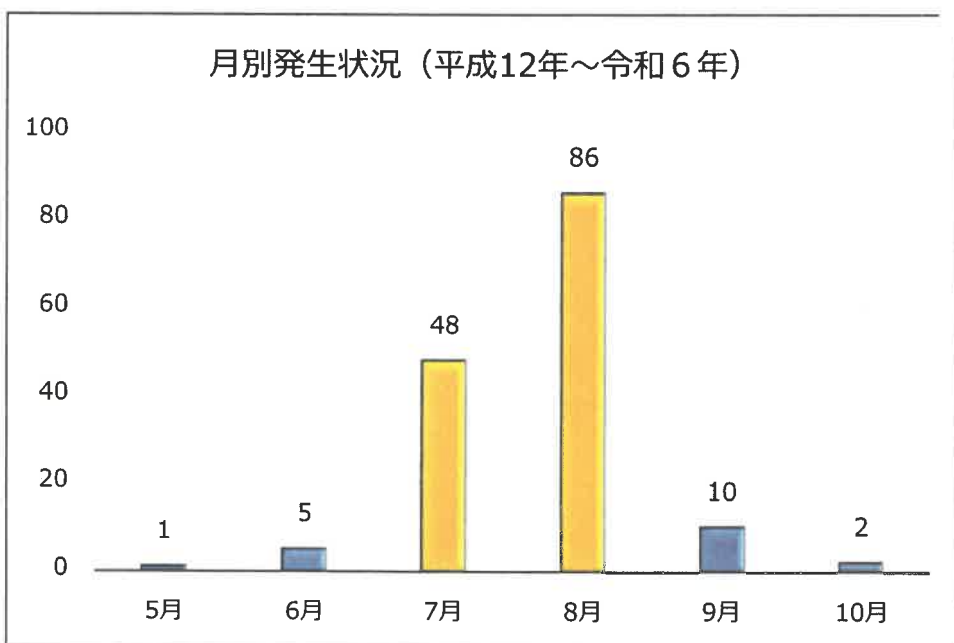
厚生労働省

山形労働局

・気温が上昇する午後の時間帯での発生が多く、特に14時～16時台が目立つ状況にあります。職場巡視や休憩時間の確保、水分・塩分の摂取、体調確認等について、他の時間帯よりも留意する必要があります。



・月別の発生件数をみると、7月、8月で全体の約9割を占めています。7月の重点取組期間以降においても、実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を講じる等、気象状況に応じた対策を徹底する必要があります。



・高年齢労働者の発生が目立ちますが、若い年齢層においても相当数発生しています。年齢に関係なく、熱中症の発症と関連の高い糖尿病、高血圧等の疾患のある労働者は特に注意が必要です。

